

平成17年4月から防火管理再講習が はじまります !!

防火安全室



1 どうして再講習が必要なの？

近年、防火対象物の使用形態はますます複雑化し、これに伴い、新たな災害発生の危険性が生じています。また、新たな技術や機器の開発等に対応するために、消防法は随時改正されています。

防火管理者は、このような新しい形態の災害の状況等や最新の消防法令の内容を十分に熟知した上でなければその業務を適正に行うことが困難です。

このことから、特に高度な防火管理が必要とされる規模の大きな防火対象物の防火管理者については、5年に1度再講習を受講することが義務付けられました。



2 誰が対象なの？

収容人員が300人以上であるホテルや百貨店等の特定防火対象物の防火管理者が対象となります。

講習は5年に1度受講する必要がありますので、選任された日の4年前までに防火管理講習を受講している人（防火管理講習を受講して4年を超える人）は、防火管理者に選任された日から1年以内に、それ以外の人（防火管理講習を受講して4年以内の人）は、最後に防火管理講習を受講した日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する必要があります。



3 講習の内容は？

甲種防火管理再講習では、

防火管理者として法的に求められる責務を的確に果たすために必要な事項

おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防火管理との関係

最近の火災事例に基づく、防火管理業務の基本的事項（出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性

について、おおむね3時間の講習が実施されることとされています。



4 いつまでに受講すれば良いの？

ホテルや百貨店等の特定防火対象物の防火管理者に選任されている人が、平成14年4月1日までに甲種防火管理講習を修了している場合は、平成19年3月31日までに甲種防火管理再講習を受講する必要があります。該当する防火管理者（甲種防火管理講習を受講後、5年以上経過している防火管理者）が多数存することから、講習については平成17年4月から実施されますので、早めに受講しましょう。

詳しくは、お近くの消防機関にお問い合わせください。

